

保護者の皆様へ

令和6年度 特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

由布市教育委員会

由布市では、「特別支援学級」に在級する児童生徒の保護者に対して、ご家庭の事情に応じて学用品費等の一部を援助しています。援助を希望される方は、以下の説明をお読みのうえ必要書類を添えて申請してください。世帯の人数、構成等に関係なく申請できます。ただし、申請により就学奨励費の支給が確定するものではありません。

※就学援助と就学奨励費の同時申請となります。収入状況によっては、補助率の大きい就学援助の認定となる場合もあります。

※就学奨励費については、由布市在住且つ由布市内の小中学校「特別支援学級」に在級する児童生徒に限ります。

1 特別支援教育就学奨励費の主な内容

費目	支給額等	小学校 (年間上限額)	中学校 (年間上限額)
学用品費及び通学用品費	年間上限額	5,820円	11,370円
新入学児童生徒学用品費 (1年生のみ)	年間上限額 (入学準備金受給者は支給なし)	25,555円	30,490円
修学旅行費	実費の1/2	10,790円	28,860円
校外活動費(宿泊あり)	実費の1/2	1,845円	3,105円
校外活動費(宿泊なし)	実費の1/2	800円	1,155円
学校給食費	実費の1/2	24,750円	1・2年生 26,950円
			3年生 25,025円
オンライン学習通信費	年間上限額	7,000円	7,000円
通学費(遠距離通学者)	実費または実費の1/2	—	—

※オンライン学習通信費については、各世帯1人に対し支給します。

※世帯所得による支弁区分(認定区分Ⅰ～Ⅲ)により、下表のとおり、支給費目・支給金額が異なります。(認定基準額については、目安となる参考例を記載しています)

支弁区分	認定基準	各援助対象経費の支給額			
		学用品費及び通学用品費、新入学児童生徒学用品費	修学旅行費、校外活動費、学校給食費	オンライン学習通信費	通学費
第Ⅰ区分	世帯の需要額に対する収入額が1.5倍未満	年間上限額	実費の1/2	年間上限額	実費
第Ⅱ区分	〃 1.5倍以上2.5倍未満			—	
第Ⅲ区分	〃 2.5倍以上	—	—	—	実費の1/2

2 就学奨励費の申請方法

就学奨励費の申請をされる方は、学校で申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、

3月1日（金）までに学校へ提出してください。

- ※ 申請書の「援助を受けたい理由」の⑩に○をし、特別支援学級在籍の有無の欄にチェックをしてください。
- ※ お子さまが小学校と中学校にそれぞれ就学されている場合、受給申請書は、学校別にそれぞれ記入して提出してください。
- ※ 就学奨励費の適・不適の判断が困難な場合は、面接のうえ、調査することがあります。

3 結果の通知等

申請された方については、6月下旬に審査され、審査結果を通知します。

就学奨励費は8月・12月・3月に支給されます。なお、認定された後に転出等で該当要件を欠くことになった場合には、取消の申出が必要となりますので、学校又は学校教育課へお問い合わせください。

4 認定基準額の参考例

【世帯構成】父（42才）：会社員、母（39才）：パート、
子（本人・14才）：由布市立中学校3年〈特別支援学級在籍〉、
子（弟・11才）：小学6年

※年齢は前年の12月末日時点

【生活保護基準需要額】191,460円 ※世帯の人数、年齢構成などで金額が異なります。

年間所得※1	所得控除※2	収入月額 （（年間所得 - 所得控除） / 12）	収入額/需要額	支弁区分
300万円	50万円	208,333円	1.09倍	I区分
500万円	70万円	358,333円	1.87倍	II区分
700万円	90万円	508,333円	2.66倍	III区分

※1 年間所得…市民税の課税の基礎となった世帯全員分の所得額

※2 所得控除…社会保険料、生命保険料、地震保険料及びひとり親控除の額

お問い合わせ先 : 学校または由布市教育委員会 学校教育課 TEL 097-582-1179